

希望校の変更 11月13日(金)～11月19日(木)

希望校の変更方法

- **11月13日(金)～11月19日(木)** の変更受付期間内に**1回に限り**、希望校の変更が可能です。(未提出者含む)
変更を希望する方はオンラインで申請いただくか、「希望調査結果通知書」と保護者自身の本人確認書類を持参し、此花区役所1階①番窓口にお越しください。(郵送、電話での受付はできません)
- 変更受付期間後は希望校の変更は一切できません。第1希望校・第2希望校に当選した場合の辞退(通学区域校に戻ることもできないため、ご注意ください)。

公開抽選日 12月8日(火) 18:30～

各学校の抽選の有無・抽選の結果等については、通学区域校以外の学校を選択された保護者の方へ通知を送付するとともに、此花区のホームページにて公表いたしますので、個々のお問い合わせにはお答えできません。

公開抽選

- 各学校が定めた受入れ可能人数を超える希望者がいる場合は、公開抽選で入学者を決定します。
- 抽選は、区役所職員が公開の場で公正に行いますので、必ずしも本人や保護者の方が立ち会う必要はありません。また、立ち会わないことによって不利になることはありません。
- 抽選における優先がありますので、**6ページ**の「●優先事由」を参照ください。

補欠登録

- 希望する学校の抽選に当選しなかった場合、補欠者の順番を決定する抽選を行います。
第1希望校及び第2希望校に当選とならなかった場合、第1希望校の補欠登録を行います。(第2希望校の補欠登録はありません。)
- 小中一貫校を希望されている方も同様に、第1希望(小中一貫校)・第2希望(此花区内での選択校)ともに当選とならなかった場合、小中一貫校の補欠に登録され、第2希望校の補欠には登録されません。

補欠登録となった方の受入れについて 1月下旬以降予定

- 補欠登録をされた方には、希望校の受入れが可能になった時点で随時お電話にて連絡します。小学校は概ね1月下旬から**2月5日**、中学校は概ね1月下旬から**2月12日**を予定しています。
- 補欠登録を辞退される方は、速やかに「補欠登録辞退届」を提出してください。
- 繰り上げ期限までに連絡がなかった場合は、通学区域校に就学が決定します。
- 繰り上げ当選した場合、繰り上げ期限までに区役所の窓口にて「意思確認書」の提出が必要です。繰り上げ期限までに提出がなかった場合は、通学区域校に就学が決定します。(郵送、電話での受付はできません)

繰り上げ期限

小学校 **2月5日(金)** 窓口開庁時間まで
中学校 **2月12日(金)** 窓口開庁時間まで

ご協力をお願い 此花区内の市立小学校・中学校に入学しない場合は、速やかにお知らせください。

【国立・私立校等へ入学される方は、指定学校外の申請が必要です。】

- 現在、国立・私立校へ就学している6年生の方も中学校進学の際に申請が必要です。
- 12月下旬以降に送付いたします「**就学通知書**」と、就学される学校が発行する「**入学許可書**」、保護者自身の**本人確認書類**をご持参のうえ、至急区役所の窓口にてお手続きください。
- 繰り上げ期限を過ぎた場合も受付できますが、補欠登録されている方が、繰り上げ当選を待っています。期限を過ぎますと、補欠登録者の繰り上げ当選ができなくなりますので、ご協力をお願いします。

住所・氏名等に変更がある場合

住所変更の時期によっては学校選択の希望をお受けできず、住所変更後の通学区域校に就学していただく場合がありますので、事前にご相談願います。

〔児童生徒氏名や生年月日・保護者氏名・住所等に変更がある場合は、希望校に変更がなくても「**希望調査票**」の再提出が必要です。〕

「希望調査票」の提出前に住所変更等の手続きをされる場合

- 住所変更の手続きの際に、「希望調査票」を必ずご持参下さい。

「希望調査票」の提出後に住所変更等の手続きをされる場合

- 住所変更の手続きに来庁される前に、担当にご相談ください。(13ページ 質問6参照)

就学校が決定した後に住所変更される場合

- 区外・市外に転出予定の場合は事前に学校へ連絡が必要となります。
- 「指定校変更・区域外就学」の制度により、引き続き就学校に入学していただける場合がありますので、事前にお問い合わせいただき、「就学通知書」がお手元に届きましたら、ご持参のうえ窓口にてお手続きをお願いします。
- 区役所及び学校での審査が必要となり、就学許可期間は申請理由により異なります。
- 申請理由により「指定校変更・区域外就学」の申請書のほか、別途資料の提出が必要となる場合もあります。
- 入学前に此花区外に転出した場合、選択は無効となります。入学する学校については、転出先の市区町村へお問い合わせください。

就学時健康診断について

- 新小学校1年生の児童が住所変更をされる場合の就学時健康診断の受診場所等については、現居住地の通学区域校にご相談ください。
- 就学時健康診断の時点で引っ越しにより当該校へ就学しない場合、健康診断受診の際、当該校へお伝えください。また、受診後引っ越しにより別の学校への就学が決定した場合も、それぞれの学校へ連絡をお願いします。